

一関市立室根小学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日
一関市立室根小学校

全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばせるよう、いじめのない学校作りに全力で努めていかなければならない。家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもとに、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対応するためいじめ防止方針基本を定める。

I いじめ防止対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 平成25年9月28日施行）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に対する本校の基本的な考え方

- (1) いじめは、どの学級でもどの児童にも起こりうる。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても人間として絶対に許される行為ではない。
- (3) いじめが発生した場合は、学校が一丸となり、組織をあげて解決に向けて取り組む。
- (4) いじめが発生した場合は、いじめられた児童の立場に立ち、その児童の安全・安心を確保し、親身になって指導・支援を行う。
- (5) いじめは、学校・家庭・地域社会などの関係者がそれぞれの役割を果たし、協働して解決していく。

II いじめの未然防止のための取組

- (1) 児童一人一人が自己有用感をもち、学級や学校が居場所となるよう、児童が互いを認め合い、心のつながりを実感できるような学級、学校づくりを行う。
- (2) すべての教師が「主体的対話的な授業」「見通し・課題解決・振り返りを位置づけたわかる授業・深い学び」を心がけ、一人一人の児童に、生きて働く知識技能の習得と未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成するとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (3) 縦割り活動、自然体験学習、各種行事等を通じて、異学年交流を進め、高学年にはリーダーとしての責任と自覚を学ばせるとともに、低学年にはフォロワーシップを身に付けさせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育の充実を図る。
- (5) 児童自身がいじめの防止について考え行動することができるよう、発達段階に応じたいじめ防止活動に主体的に取り組ませる。
- (6) 教職員の言動が児童に与える影響を十分に自覚し、指導の在り方に細心の注意を払う。

- (7) 校長講話、教育相談担当、担任、養護教諭等の話を通じ、いじめは人間として許されない、やってはいけない事であることを繰り返し指導し、いじめに対する学校としての毅然とした姿勢を示す。
- (8) 児童が望ましくない行動をした場合は、見過ごすことなく毅然と指導し反省を促す。保護者とも連携し、早期に問題の解決を図る。
- (9) 児童に係る情報提供を積極的に進め、保護者や地域との連携を推進する。また、一関市家庭教育10箇条の活用を図る。(別紙参照)

Ⅲ いじめ早期発見のための取組

- (1) いじめ防止等を実効的に行うため、すこやか委員会(いじめ対策委員会)を設置する。
【委員会の構成員】
校長(委員長)、副校長(副委員長)、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、保健主事、当該児童の担任、その他必要に応じて、関係者・専門家の出席を求める。
- (2) 児童を対象としたいじめアンケートと教育相談の実施
- (3) 保護者へのいじめアンケートの協力依頼
- (4) 担任や教育相談担当、保健主事、スクールカウンセラー等による児童との面談や相談ボスの設置等により、児童が随時相談できる環境を整える。

Ⅳ いじめが起きた場合の対処

- (1) いじめ事案の発生時に「すこやか委員会」を緊急開催し、方針の決定を行う。
- (2) 関係児童への事実確認を速やかに行い、組織内での情報共有を図る。解決に向けた指導・支援の在り方を協議し、保護者への周知・協力依頼を行う。
- (3) 教育委員会や外部機関との連携をとる。
- (4) 事案発生から終息までの経過を記録する。

Ⅴ いじめ終息の判断

いじめの解消の定義は少なくとも次の2つの要件を満たしている場合とする。

- (1) いじめに係る行為が少なくとも3か月は止んでいること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

※「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

Ⅵ 重大事態への対応

1 重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条第1項による)

- (1) いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 児童または保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 事実関係を明確にするために、調査については、本校の「すこやか委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 調査結果を教育委員会に報告する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適切な方法により情報提供する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、通信や校報、保護者説明会等により、随時・適切に保護者に説明するとともに解決に向けて協力を依頼する。
- (6) 「すこやか委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

VII いじめ防止等の対策年間計画

時期	計画	内容
4月	・校内研修会1 ・「いじめ防止基本方針」を用いた児童への指導、保護者への配付	・教職員による「いじめ防止基本方針」の確認・演習等 ・児童に対する指導・説明 ・「いじめ防止基本方針」の配付
6月	・いじめに関するアンケート1 ・教育相談1 ・「すこやか委員会」開催	・児童・保護者のアンケート
11月	・いじめに関するアンケート2 教育相談2 ・「すこやか委員会」開催	・児童・保護者のアンケート
12月	・保護者を対象とした学校評価	いじめの防止のための取組の実施状況を学校評価に位置づける。
1月	・校内研修会2	・「いじめ」に係る事例研修等
2月	(必要に応じて教育相談、「すこやか委員会」開催)	
3月	・いじめ防止対策等に関する振り返り	・学校評価を基にした取組の振り返り ・「いじめ防止基本方針」の見直し・改善

VIII 家庭・地域との連携

- 1 学校いじめ防止基本方針を保護者に配付し、周知に努める。
- 2 PTA総会等で、基本方針について説明を行う。
- 3 いじめ防止等の取組について、校報や学級通信などを通じて、保護者に協力を呼びかける。
- 4 授業参観において、保護者や地域住民に道徳の授業を公開する。

Ⅷ 教職員の研修

いじめ防止等のための方策に関する研修会を年間計画に位置付け、いじめの「防止・早期発見・対処」に関する教職員の資質向上を図る。

- 1 いじめの問題に関わる校内研修会を年2回実施する。（4月、1月）
- 2 いじめ問題取組についてのチェックリストによる自己診断を行う。

Ⅸ いじめ対策マニュアルの作成

- 1 いじめ問題に対する基本方針や主な取組を明確にし、いじめの発生から解決までの流れを明確にする。
- 2 いじめ対策のフロー図について、児童の実態や教職員の組織体制に即した実効性のあるものになっているか、随時見直し・改善を図る。